

令和2年度第1回富田林市児童福祉審議会（書面開催）  
会議記録

開催概要	
■書面開催について	新型コロナウイルス等感染症拡大防止のため、書面での開催としました。
■開催内容	社会福祉法人千早赤阪福祉会が設置運営を行う保育所の設置認可申請について諮問を行い、意見及び助言をいただきました。
■期 日	令和3年2月18日（木）から令和3年3月16日（火）
■回 答 数	6人（委員6人中）
■議 案	(1) 委員長の選出について (2) 委員長代理の選出について (3) 会議の記録方法について (4) 設置認可申請内容の確認及び意見聴取 (5) 答申書（素案）について
■資 料	資料1 富田林市児童福祉審議会設置要綱 資料2 令和2年度富田林市児童福祉審議会委員名簿 資料3 富田林市情報公開条例（抜粋） 資料4 諮問書写し 資料5 位置図 資料6 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 資料7 保育所設置認可基準適合確認書 ・別添1 職員名簿 ・別添2 平面図 ・別添3 施設写真 資料8 答申書（素案）

## ■議事

(1) 委員長の選出について

【令和3年2月18日】

事務局 資料1「富田林市児童福祉審議会設置要綱」第5条第1項に「委員長は委員の互選により選出する。」と規定していますが、互選することができない状況であるため、事務局案として、大阪大谷大学の河野清志氏を委員長に推挙します。

【令和3年3月5日】

事務局 賛成多数で可決したことを報告します。

(2) 委員長代理の選出について

【令和3年2月18日】

事務局 資料1「富田林市児童福祉審議会設置要綱」第5条第3項に「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。」と規定していますが、委員長が選出できない状況であるため、事務局案として、富田林市民生委員児童委員協議会の野村恭子氏を委員長代理に推挙します。

【令和3年3月5日】

事務局 賛成多数で可決したことを報告します。

(3) 会議の記録方法について

【令和3年2月18日】

事務局 会議の記録方法について、情報公開請求があった場合には、原則として公開することになりますので、その際、記録方法には、逐語記録、要旨記録、要約記録の方法がありますが、書面開催のため、『要旨記録』を事務局案として提案いたします。また、資料7の別添については、資料3「富田林市情報公開条例（抜粋）」第6条第1項第1号及び第6号に該当するため非公開としたいと考えております。

【令和3年2月23日】

委員 非公開の事由に該当しない情報を非公開にすることは、情報公開条例第7条第1項に反しますので、部分開示するべきだと思います。

【令和3年3月5日】

事務局 資料7の別添については、「非公開に該当する情報のみ非公開」に修正させていただきます。

【令和3年3月11日】

事務局 賛成多数で可決したことを報告します。

(4) 設置認可申請内容の確認及び意見聴取について

【令和3年2月18日】

事務局 社会福祉法人千早赤阪福祉会（以下「事業者」）から、保育所の設置認可申請がありましたので、資料4「諮問書写し」のとおり、保育所の設置認可について、意見を聴取いたします。

富田林市における保育所の設置認可は、資料6「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）」に掲げる要件を満たすこととしております。

設置認可申請の内容と設置認可基準を記した資料7「保育所設置認可基準適合確認書」をご確認いただき、気になることや事業者の確認したいことなどご意見ください。

【令和3年3月1日】

委員会 別紙のとおり意見を提出します。

【令和3年3月5日】

事務局 委員会の意見に対する事業者の回答は別紙のとおりです。

委員長 事業者の回答に対し、何かご意見はありますか。

【令和3年3月11日】

委員 トイレの棚が120cmの高さということで、年少以上の年齢であれば手が届くと思うので、トイレ洗剤は置かないなど手の届く位置に置くものを考えたり、必要であれば扉さらに鍵の設置など事故防止に努めて頂きたいです。

委員長 他に何かご意見はありますか。

【令和3年3月15日】

委員会 意見はありません。

(5) 答申書(素案)について

【令和3年2月18日】

事務局 資料8「答申書(素案)」は、保育所の設置認可に際し支障ない場合の表記になっておりますが、結果につきましては、審議会の合意に基づき作成いたします。

また、附帯意見については、議案(4)でご提出いただいた意見を基に事務局が取りまとめて提示させていただきますのでご確認をお願いいたします。

【令和3年3月5日】

委員会 意見はありません。

【令和3年3月11日】

事務局 議案(4)でご提出いただいたご意見を基に答申書(案)を作成しましたのでご確認ください。

また、答申書の最終確認と提出方法は、委員長へご一任いただき受理したいと考えておりますのでお諮りください。

委員長 事務局が作成した答申書(案)及び答申書の最終確認と提出方法について、何かご意見はありますか。

【令和3年3月15日】

委員会 意見はありません。

【令和3年3月16日】

事務局 答申書の最終確認をお願いします。

委員長 異存ありませんので、答申書を提出いたします。

以上